

大口町告示第71号

大口町子ども家庭総合支援拠点設置要綱を次のように定める。

令和4年6月24日

大口町長 鈴木雅博

大口町子ども家庭総合支援拠点設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第10条の2及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱（平成29年3月31日付け雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「国要綱」という。）の規定に基づき、子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他からの相談に応じ、調査及び指導を行うとともに、その他の必要な支援に係る業務を適切に行うため、大口町子ども家庭総合支援拠点（以下「支援拠点」という。）を設置することを目的とする。

(実施主体)

第2条 支援拠点の実施主体は、大口町とし、その所管課は、健康福祉部福祉こども課とする。

(相談窓口)

第3条 支援拠点の相談窓口は、福祉こども課並びに大口町子育て包括支援事業を実施する子育て支援センター及び健康生きがい課とする。

(対象者)

第4条 支援拠点の対象者は、町内に在住する全ての子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。）及びその家庭（里親及び養子縁組を含む。）並びに妊産婦等（以下「子ども等」という。）とする。

(業務等)

第5条 支援拠点は、コミュニティを基盤としたソーシャルワークの機能を担い、次に掲げる業務を行う。

- (1) 子ども等に関し必要な情報の収集及び地域全体の社会資源の情報等の実情の把握
- (2) 子ども等及び関係機関等への情報提供
- (3) 子ども等及び関係機関等からの相談対応
- (4) 要保護児童（法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。）及び要支

援児童（法第6条の3第5項に規定する要支援児童をいう。）並びに特定妊婦（法第6条の3第5項に規定する特定妊婦をいう。）等への対応及び支援等

(5) 関係機関等との連絡調整及び連携

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

2 支援拠点は、大口町要保護児童対策地域協議会設置要綱（平成18年大口町告示第66号）第11条に規定する要保護児童対策調整機関の役割を担う。

（職員配置等）

第6条 支援拠点には、子ども家庭支援員を配置する。

2 子ども家庭支援員の職務、資格等は、国要綱6（2）に定めるとおりとする。

3 子ども家庭支援員は、常時2人以上を配置するものとする。

（その他必要事項）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。